

橙綴

大日本帝國政府

昭和十九年度國家消費金總成形式案ニツキテ 國家實力研究所

所謂「企業ノ消費」ノ中「現物給與」、「厚生費」、「交際費」等ハ企業所費ノ勤勞勢力ノ
ヲ企業ノ經費トナスコトニ付テ

(1) 「現物給與」、「厚生費」、「交際費」等ハ企業所費ノ勤勞勢力ノ

維持培養力乃至ハソレニ近キ支出ナルニ付企業ノ經費トミルニハ

困難アリ、ムシロ企業所費ノ消費トスレバニ重計算去々ノ疑念ハ消スベシ
新ク企業所得消費トスルニハ重計算去々ノ疑念ハ消スベシ

(2) 又前年度國民所得トノ比較上モ所得ノ消費トナスコト妥當ナルベ

(3) 又企業所費ノ勤勞勢力ノ維持培養ノ爲ノ物財（又ハ用役）ハ明カ

ニ國民各自ノ生活資料ト共ニ所得ノ配分ニ於テハ「國民消費資金」

ニ計上セラルベキモノナリ。然ラザレバ我國民經濟ニ於テ現實ニ

消費セラレタル國民消費額ガ過少ニ示サレルコトトナルベシ

大日本帝國政府

(5) 此ノ故ニ「金融ノ消費」ト雖「國民消費資金」ニ計上シタル後、之ヲ個人及ビ法人ニ區分シ又必需的ナルモノト奢侈的ナルモノト或ハ文化的ナルモノ等ニ區分スルコトヲ最モ適當トス可ク或ハ要スレバ外部發派ノ點ニハ此ノ中ノ個人消費ノ部分ノミヲ發表スルコトモ可ナルベシ

尙新クスルコトニ依リテ研メテ生必品物動及乃至消費財關係完成財物動ト照應セシムルコトヲ得ルニ至ルベシ

(6) 尤モ經費ト所得トノ區別ハ實際上ハ可成リ困難アリ、從ツテ總テヲ一括シテ經費トシテ算スコトモ計數處理ノ便宜上ヨリスレバ止ムヲ得ザルニ似タルモ、斯クスレバ、住宅支給ノ代價トシテノ住宅手當、實費ヲ超過スル差費等、實際上現金給與ノ形ヲトルモノ迄總テ經費トナリ、限界判定ニハ依然困難アリ、結局私經濟的觀念ヲハナレタル國民經濟的立場ニ立ツ原價計算組織ノ確立ヲ要スベク、更ニ研究ヲ要スベシ

大日本帝國政府

「一世世所得」ヲ國民所得ニ計上スルコトニ付テ

(2) 「世世所得」ハ尙而財政ニ依ル所得ノ再分配ニ屬スルガ故ニ純生

産額ヲ示スベキモノトシテノ國民所得ニ計上スレバニ重計算トナ

ルベシ

(3) 「世世所得」ヲ含ムハ所謂課税所得ニシテ國民所得ハ之ト區別ス

ルコト學界ノ通説ノ類シ

大日本帝國政府

三「價格補給金」ニ付テ

(一)本問題ニ關シテハ「價格補給金」ノ本質ヲ究ムルヲ要シ、簡單ニ
斷定シ得ズト雖モ、若シ實質ヲ伴ハズニ物的所得ヲ見カケ上ノミ
増大セシムルモノトスレバ財政手段ニヨル對價ナキ所得ノ再分配
トシテ「振替所得」ト稱スル説モ成立チ得ベシ

(二)然レドモ價格補給金ガ生産所要ノ物價、勤勞ノ對價タル性質ヲ多
ク有シ居ルコトニ盡ミレバ「振替所得」ト區別スル方、ヨリ妥當
ナラズヤ

(三)結局今日ノ如キ經濟ノ實情ヨリ遊離セルモノヲ含ム公定價格關
ノ下ニ於ケル、物的所得評價ノ方法ノ問題ニ關ルコトトナルベシ
四「關」ノ處理ニ付

(一)昭和十九年度計書ニ於ケル「財政資金」及「産業資金」ニ於テノ
ミ「關」ヲ認ムルハ止ムヲ得ザル處置ナルベキモ、「關」ヲ事前
ニ豫定スルハ資金計畫ノ立前ト矛盾セズヤ、從テ「關」ヲ排除セ

大日本帝國政府

ルモノヲ推定シ往ハザルヤ研究ノ要アルベシ

(2) 他方計書ト實績トノ懸隔ヲ小ナラシメントスレバ、産業資金、財政資金、國民消費資金ノ三者ヲ選ジテ適當ニ「關」等ニヨル物價騰貴ノ影響ヲ觀察スルコト却テ必要トモナルベシ、然レドモ之ハ物的所得ノ見カケ上ノ増加ヲ招來スルモノトシテ、インフレーション~~ニ~~於ケル所得評價ノ根本問題ニ關ルベシ

例レニスルモ~~可~~能ナル限り「財政資金」「産業資金」「國民消費資金」ノ三者ニ付一貫セル處置ヲ採ルコト計書ノ統一性保持ノタメ必要ナルベシ

大日本帝國政府

元來本計畫ハ「インフレーション」ヲ抑制セザル立筋ニ立テ居ル
ニ付「インフレ、ギヤツプ」ノ抑制ヲ云々スルコトハ無難ナリ、
之ガ爲ニハ余ク別途ノ考案ヲ奏スベシ

(6)

以上、如ク個人手控現金増出ハ好番ニ動員シ得ザルモノニシテ
ソノ相當額ハ日藏加信庫ニヨリ控領セラルベシキヲ以テ、資金
動員計畫中ノ一項目トシテ、ミ存置スベク、此ガ計畫及ビ資金計
畫ニ別編ニ計上スベキ事ナシ、更ニ要スレバ之ヲ法人分及ビ個人
分ニ分チ、更ニ是等セラル可キ種分トニガソコトハ妥當ニシテ好
マシキコトナルベシ、尤モ其ノ算定ハ至極ノ事ニ屬スベシ

大日本帝國政府

其「海外事業、労働利益」ニ付テ、

(山) 平張日ハ民米國民所付中ニ昇入スルコト一取ノ進説ナリ、蓋シ之ニヨリテ國民經濟的ニハ海外労働(又ハ用役)ニ對スル又此力ヲ表現セザルルト共ニ、所付台台員ニ依リテハ略經濟的ナル收入ヲ形成スル力尙ナルベシ、今日ニ於テ本張日ノ中「現地郵便貯金」ヲ除キテハソノ本員ニ變化ナク、取テ配直ラ變更スベキ積極的進田ハ感メ難シ、

(乙) 勿論今日ニ於テハ「海外資金動員」ニヨリ種々ナル形態ニ於ケル海外労働(又ハ用役)ノ利用又進行ハレ居リ、徒ア之ト一節スベシトノ主張モ一場ナキニ非ズ、少クトモ「海外事業、労働利益」ノ中「現地郵便貯金」ノ項ハ「海外資金動員」中「本邦銀貨現地消化」ニ類スルモノトシテ明ニ「海外資金動員」ノ中ニ加ヘルヲ要トスベシ、

(丙) 然レドモ「海外事業労働利益」ハソノ中ノ「現地郵便貯金」ヲ除

大日本帝國政府

千アハ概シテ進出ノ經濟手段ニヨル經濟的貿易外支収越過ナルニ對
 面シ「海外貿易動員」ハ主トシテ財政的手段ニヨル臨時的收入ノ
 確保ヲ有スルモノ多ク附者ハソノ性質モ相當相應セル點モアリ。
 (南)右シ「海外華業労働利益」ヲ「海外貿易動員」ニ一併スル機會ニ
 於テハ固尔待レバ後者ノ内容モ整理シ、前者ト連シテ輸入超過ヲ
 縮ヒタル部分率ナル其並ノ國內流入ニ止リシ部分、及び現地ニ於
 テ労働(用役)ノ又配ニ支出セラルル部分等ニ分ツコト可能ナラ
 スヤ、尤モ所クスルコトハ「貿易動員」ヲ戦力ノ基率タフシムベ
 ク連テ取スコトトナルベシ、唯執行方式ヲ簡捷スル限リ前記ノ如
 ク「現地郵便貯蓄」ヲ「海外貿易動員」ニ移スノミニ止メテ可ナ
 フスヤト思行セブル。

大日本帝國政府

「國家實刀訂量」ノ「其他」ニ就テ

山「國家實刀訂量」ノ「其他」ノ「イ」「ロ」「ハ」ハ初取ハ用後ノ至極ト見合ハサル金融的條件ニ依リ遺出サレタル實部ヲ一併シタルモノニシテ、現行實部訂量ヲ前提スル以上、カカル縮減形式ハ止ムヲ得ストモ云フベシ

必然レドモ實刀訂量ヲ以テ親刀標準ヲ示スモノタラシメ^シトスレバ、漸ル與日ノ加昇ハ明ニ小適當トイフベシ

而シテ「其ノ他」ノ與日ノ一々ニ付テ檢討スルニ、凡テ之ヲ引落スト同時ニ配分訂量ニ於テモ（至トシテ^國臨業實部、一部ハ財政實部關係）相當額ヲ引落スコト可能ナラスヤ

所ル方法ハ特殊ナルモノ、例ヘバ臨業實部（配分訂量關係）及ビ貯蓄（勸業訂量關係）ノ一部ヲ為ス可キ「不決済小切子ノ増加額」ハ國家實刀訂量中ニ訂上セラレ得ラス、同時ニ配分訂量及ビ勸業訂量ニ於テモ引^落サレ得ルモノノ如ク、既ニ部分的ニハ實行セラ

大日本帝國政府

レ 啓ル所ナリト 擬 測 セラル

前シテ右ノ如キ 列 格ノ 結 果トシテ 配 分 訂 置、 勤 員 訂 置、 調 理 訂 置

ノ 各 項ノ 訂 置ハ 歳 算 及 ビ 登 録 統 計 等ト 台 致セサルニ 至リ、 一 般ノ

租 税ヲ 却テ 因 難ナラシムル 虞アリト 雖、 之ハ 「 財 政 實 態 」 「 産 業

實 態」ノ 配 分 及 調 理、 勤 員ノ 天々ニ 行 隔 別 訂 置ヲ 備 立シ、 内 各ヲ 編

番ナラシメルコトニヨリ 防 止 得ベシ

此ノ 方法ニ 依ル 場 合ハ 尚ヘバ 實 態 審 査 會 計 後ト 個 別 訂 置トノ 關 係ハ

次ノ 如キモノトナルベシ

家 族 實 業 訂 置

實 業 配 分 訂 置

財 政 産 業 消 費

府 政 實 業 實 業 實 業 實 業
訂 置 別 個 訂 置 別 個 訂 置 別 個

實 業 調 理 訂 置

實 業 勤 員 訂 置

(3) コノ 訂 置ニヨリ 實 業 訂 置ハ 段 分 級 別ノ 基 準ヲ 示スモノニ 近カラ

大日本帝國政府

シメラレタルモノナルガ、就ニ此等實力ガ貨幣額ニヨル衣履ナル
限リ、コノ點ノ改正ノミニヨリア實等訂定ヲシテ完全ニ裁刀ノ
準ラ反決スルモノトナスコトハ不可能ナリ益敵的ナル編成等ニヨ
リアノミ「共ノ他」ノ問題モ解決サレ侍ベキモノノ如シ

大日本帝國政府

分配計費トノ間ノ妥調整頓ニ付テハ

(1) 分配計費トノ見合ノ必要上ニ重計算ヲナスハ好マシカラズカカ
項目ハナルベク計上ヲ差控フル方、計費ノ純化ヲ圖ル爲ニ必要ナ
ルベク必ズシモ^不可能ニ非ザルベシ、例ヘバ「國稅」^一「消費稅」
ハ原則トシテ所持ヨリ支拂ハレルモノト概念セララルガ故ニ、コ
ノ項目ノ加算ハ國民所持トノ間ニ重計算ヲ來スベク、實力計費
及ビ分配計費ノ兩者ヨリ引落スルト妥當ナルベシカクシテ國民消
費資金モ國民消費ノ實額ト完全ニ一致スルコトトナル

大日本帝國政府

八「個人手持現金増加」ヲ「國家資金配分計畫」ニ於テ「國民消費
金」ニ計上スルコトニ付テ

(1) 本項目ヲ資金配分計畫ニ計上セントスル理由トシテ假ニ次ノ三
ガ推測セラルルニ付之時ニ關シ所見ヲ述ブベシ

(イ) 「國民消費資金」ノ把握ニ資金の観点ヲ興味セントスルモノ
ナルコト

(ロ) 「個人手持現金増加」ハ消費可能ナル資金ナルコト

(ハ) インフレ。ギャップ測定上必要ナルコト

(2) 「國民消費資金」ヲ資金のニ把握セシムガ爲ニハ、自由競争刀部
千種民所得ヘ又ハ個人所得ヘヨリ財政課徴及貯蓄ヘ強制的貯蓄
及自然貯蓄ヲ排除シテ決定スルノ外ナシ、強制的ニ決定配分
セラレタル「國民消費資金」ニ關シ「個人手持現金増加」ヲ加
算スルモ國民消費ノ資金の表現トハナラズ同テ計畫ノ純性を弱
スベシ

大日本帝國政府

(3)

「個人手持現金増加」ハ消費可能資金ナルコトハ一顧ハ通算セラ
 ルルモ之ハ個人ノ消費支出ニ當リ必要ナル準備金ノ如キ貯蓄ヲ爲
 スルモノニシテ、個人ハ消費ニ必要ナル支出ヲ先ヅ行ヒ然ル後所
 要ノ現金ヲ貯蓄シテ消費ヲ行フスルモノト解スベシ、從テコノ手
 持現金ノ支出ニヨリ消費ノ増加ヲ圖ルガ如キ規定ハ實際ニ當セザ
 ルベシ、即チ「個人手持現金増加」ハ消費ノ消費資金ノ一部保留
 ニ非ズ、貯蓄ヲ意味トスルモノト解セラルベシ

(4)

「個人手持現金増加」ヲ「國民消費資金」ニ同算スレバ、インフ
 レ、キマツブノ比率ハ夫レダケ小トナル地ナリ、而レドモ「個人
 手持現金増加」ハ或ル程度消費力、即チ消費資金力ヲ制限スル作
 用ヲ持ツコトハ上記ノ如ク認メ得ラル可キセ「消費資金」ニ附屬
 セラルベキ具體的債權アルモノトハ認メ難シ。從テ、インフレ、
 キマツブ規定ノ場ニ「個人手持現金増加」ヲ「國民消費資金」ニ
 加算スル理由ハ認メ難シ